日の食物を汝等わあたへたまふなり汝等おのおのその處お休みをれ第七日おいろの處より出る者あるべからず　三十是民第七日に休息り　三一イスラエルの家ろの物の名をマナと稱り是ハ莢の實のごとくにして白く其味ハ蜜をいれたる菓子のごとし　三二モーセ言ふエホバの命じたまふところ是のごとし是を一オメル盛て汝等の代々の子孫のためにたくはへおくべし是ハわが汝等をエジプトの地より導きいだせし時に曠野にて汝等を養ひしところのパンを之に見さしめんためなり　三三而してモーセ、アロンに言けるハ壺を取てろの中にマナ一オメルを盛てこれをエホバの前におき汝等の代々の子孫のためにたくはふべし　三四エホバのモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前おおきてたくさふ　三五イスラエルの子孫ハ人の住る地おゐるまで四十年が間マナを食へり即ちカナンの地の境にいたるまでマナを食へり　三六オメルハエパの十分の一あり

第十七章

一　イスラエルの子孫れ會衆エホバの命にゑたがひて皆シンの曠野を立出で旅路をかさねてレビデムに幕張せしが民の飲む水あらざりき　二是をもて民モーセと爭ひて言ふ我儕お水をわたへて飲ゑめよモーセかれらに言けるハ汝ら何ぞ我とあらそふや何ぞエホバを試むるや　三彼處にて民水に渇き民モーセにむのひて呟き言ふ汝なぞて我儕をエジプトより導きいだして我儕とわれられ子女とわれられ家畜を渇お死ゑめんとするや　四是に於てモーセ、エホバに呼ハりて言ふ我この民に何をおすべきや彼等ハ殆ど我を石にて擊んとするあり　五エホバ、モーセに言たまひけるハ汝民の前に進み民れ中の或長老等を伴ひその汝が河を擊し杖を手お執て往よ　六視よ我ろこにて汝の前にあたりてホレブの磐の上に立ん汝磐を擊べし然せバ其より水出ん民これを飲べしモーセすおはちイスラエルれ長老等の前にて斯おこなへり

ヤ 民十一〇七、八

マ 衆九〇四

ケ 出二五〇十六、廿一、四十〇廿一民十七〇十、申十〇五　至十八〇九

フ 書五〇十二、尼九〇十五

コ 民卅三〇卅八　申八〇三、三　尼九〇廿一、廿一　詩六〇廿一、四九

イ 出十六〇一　民卅三〇十二、十四

ロ 民廿〇三四

ハ 申六〇十六　詩七八〇十八、四一　瞢七〇十二　太四〇七　哥前十〇九

ニ 出十六〇二

ホ 出十四〇十五

ヘ 母上卅〇六　詩八〇五九、十〇卅一

ト 結二〇六

チ 徒七〇四五　衆四〇八

リ 出七〇卅　民廿〇八　十五、廿一　詩七八〇　十五、廿二　百五〇四一、百十四〇八　哥前十〇四

ヌ 民廿〇十三　詩八一〇七、九五〇八、衆三〇八

ル 創卅九〇十二　民二四〇廿　申二五〇十七　母上十五〇二

ヲ 徒七〇四五　衆四〇八

ワ 出四〇廿

カ 雅五〇十六

ヨ 出卅四〇二七　申二五〇十

タ 民二四〇廿　申二五〇十九　母上十五〇三、七　母上卅〇一、十七　母下八〇十二　結九〇十四

レ 出三〇十六、三〇一　詩四四〇一、七七〇十四、十五、七八〇四、百五〇五、四三、百六〇二、八

ソ 出四〇二六　徒七〇二九

ツ 出二〇廿二

ネ 出三〇一、十二

このくて彼ろの處の名をマッサと呼び又メリバと呼り是ハイスラエルの子孫の爭ひしお由り又ろのエホバハわれらの中に在すや否と言てエホバを試みしお由なり　八時にアマレクきたりてイスラエルとレビデムお戰ふ　九モーセ、ヨシユアに言けるハ我儕のためお人を擇み出てアマレクと戰へ明日我神の杖を手にとりて岡の巓お立ん　十ヨシユアすなちモーセの已に言しごとくに爲しアマレクと戰ふモーセ、アロンおよびホルハ岡の巓お登りしが　十一モーセ手を擧をれバイスラエル勝ち手を垂れバアマレク勝り　十二然るにモーセの手重くなりたれバアロンとホル石をとりてモーセの下におきてろの上に坐せしめ一人ハ此方一人ハ彼方にありてモーセの手を支へたりしかバろの手日の沒まで垂下さりき　十三是においてヨシユアの刃をもてアマレクとろの民を敗れり　十四エホバモーセに言たまひけるハ之を書に筆して記念となしヨシユアの耳おこれをいれよ我必ずアマレクの名を塗抹て天下にこきを誌ゆることなからしめんと　十五斯てモーセ一座の壇を築きろの名をエホバニシ（エホバ吾旗）と稱ふ　十六モーセ云けらくエホバの寶位おむかひて手を擧てとおりエホバ世々アマレクと戰ひたまはん

第十八章

一　玆おモーセの外舅なるミデアンの祭司エテロ神が凡てモーセのため又ろの民イスラエルのために爲したまひし事エホバのイスラエルをエジプトより導き出したまひし事を聞り　二是に於てモーセの外舅エテロかの遣り還されておりしモーセの妻チッポラとろの二人の子を擧へ來る　三ろの子の一人の名ハゲルショムと云ふ是ハモーセ我他國に客となりをると言たれバなり　四今一人の名ハエリエゼルと曰ふ是ハかれ吾父の神われを助け我を救ひてパロの劍を免かれしめたまふと言たれバなり　五斯モーセの外舅エテロ、モーセの子等と妻をつれて曠野に來りモーセが神の山お陣を張る處にいたる　六彼すなはち

ト 創十四〇十七、十八〇二、十九〇一 王上二〇十九
チ 創二九〇十三、卅三〇四
リ 創四三〇廿七 母下十一〇七
ヌ 創四四〇卅四 民廿〇十四
ル 詩七八〇四二、八一〇七、百六〇十、百七〇二
ヲ 創十四〇廿 母下十八〇二八、路一〇六八
ワ 代下二〇五 詩九五〇三、九七〇九、百卅五〇五
カ 母上二〇三 尼九〇十、十六、二九、伯四十〇十一、十二 詩卅一〇廿三、百十九〇廿一、路一〇五一
ヨ 出一〇十、十六、廿二、五〇二、七、十四〇八、十八
タ 申十二〇七、代上二九〇廿二、哥前十〇十八、廿一、卅一
レ 利二四〇十二、民十五〇卅四、
ソ 出廿三〇七、二四〇十四 申十七〇八 母下十五〇三 伯卅一〇十三 徒十八〇十五 哥前六〇一
ツ 利二五〇十五 民十五〇三五、二七〇六、卅六〇六、七、八、九
子 民十一〇十四、十七 申一〇九、十二
ナ 出三〇十二
ラ 出四〇十六、廿〇十九 申五〇五
ム 民二七〇五
ウ 申四〇一、五、五〇一、六〇一、二、七〇十一
井 詩百四三〇八
ノ 申一〇十八
オ 出十八〇二五、申一〇十五、十六、十六〇十八 代下十九〇五至十 徒六〇三
ク 創四二〇十八、母下廿三〇三 代下十九〇九
ヤ 結十八〇八
マ 申十六〇十九

モーセに言けるハ汝の外舅なる我ヱテロ汝の妻および之と供あるゝの二人の子をたづさへて汝に詣ると
七 モーセ出てゝの外舅を迎へ禮をなして之ゝ接吻し互ゝ其安否を問て共に天幕に入る 八 而してモーセヱ
ホバがイスラエルれためゝパロとエジプト人とに爲たまひし諸の事と途にて遭し諸の艱難およびヱホバ
の己等を拯ひたまひし事をゝの外舅に語りければ 九 ヱテロ、ヱホバがイスラエルをエジプト人の手より
救ひいだして之ゝ諸の恩典をたまひし事を喜べり 十 ヱテロすなはち言けるハヱホバハ頌べき哉汝等をエ
ジプト人の手とパロの手より救ひいだし民をエジプト人の手の下より拯ひいだせり 十一 今我知るヱホバハ
諸の神よりも大なり彼等傲慢を逞しうして事をなせしがヱホバあれらに勝りと 十二 而してモーセの外舅ヱ
テロ燔祭と犧牲をヱホバに持きたれりアロンおよびイスラエルの長老等皆きたりてモーセの外舅とともに
に神の前ゝ食をなす 十三 次の日にいたりてモーセ坐して民を審判きしが民ハ朝より夕までモーセの傍に立
り 十四 モーセの外舅モーセの凡て民に爲ところを見て言けるハ汝が民にあす此事ハ何なるや何故に汝ハ一
人坐しをりて民朝より夕まで汝の傍にたつや 十五 モーセゝの外舅に言けるハ民神に問んとて我ゝ來るあり
十六 彼等事ある時ハ我ゝ來れば我此と彼とを審判きて神の法度と作法を知しむ 十七 モーセの外舅これに言け
るハ汝のあすところ善らず 十八 汝かならず氣力あとろへん汝も汝とゝもなる民も然らん此事汝ゝハ重に過
ぐ汝一人にてハ之を爲ことあたハざるべし 十九 今吾言を聽け我あんぢに策を授けん願くハ神なんぢとゝも
に在せ汝民のために神の前ゝ居り訴訟を神に陳よ 二十 汝かれらに法度と律法を敎へ彼等の歩むべき道と爲
べき事とを彼等に示せ 二一 又汝全躰の民の中より賢して神を畏れ眞實を重んじ利を惡むところの人を選み
之を民の上に立て千人の司となし百人の司となし五十人の司となし十人の司となすべし 二二 而して彼等を

ケ 出十八〇二六
フ 出十八〇二六 利二四〇十一 民十五〇卅三、二七〇二、卅六〇一 申一〇十七、十七〇八
コ 民十一〇十七
エ 出十八〇十八
テ 創十八〇卅三、卅〇二五 出十六〇二九 母下十九〇三九
ア 申一〇十五、徒六〇五
サ 出十八〇廿二
キ 伯二九〇十六
ユ 民十〇二九、卅
イ 民卅三〇十五
ロ 出十七〇一、八
ハ 出三〇一、十二
ニ 出廿〇廿一、徒七〇卅八
ホ 出三〇四
ヘ 申二九〇二
ト 申卅二〇十一 饗六三〇九 獸十二〇十四
チ 申五〇二
リ 申四〇廿、七〇六、十四〇二、廿、二六〇十八、卅二〇八、九、王上八〇五三 詩百三五〇四 歌八〇十二、饗四一〇八、四三〇一 耶十〇十六 馬三〇十七、多二〇十四
ヌ 出九〇二九 申十〇十四 伯四一〇十一 詩二四〇一 五十〇十二 哥前十〇二六、二八
ル 申卅三〇二、三、四 彼前二〇五、九、獸一〇六、五〇十、廿〇六
ヲ 利廿〇二四、二六 申七〇六、二六〇十九、二八〇九 饗六二〇十二 哥前三〇十七 撒前五〇二七
ワ 出二四〇三、七 申五〇二七、二六〇十七
カ 出十九〇十六、廿〇廿一、二四〇十五、十六 申四〇十一 詩十八〇十一、十二、九七〇二 太十七〇五
ヨ 申四〇十二、卅六 約十二〇二九、卅
タ 出十四〇卅一
レ 利十一〇四四、四五 來十〇廿二
ソ 出十九〇十四 創卅五〇二 利十五〇五

して常ゝ民を鞫かしめ大事ハ凡てこれを汝ゝ陳しめ小事ハ凡て彼等にみづからこれを判かしむべし斯汝
の身の煩瑣を省き彼らをして汝とゝの任を共にせしめよ 二三 汝もし此事を爲し神また斯汝に命じなば汝ハ
これゝ勝ん此民もまた安然ゝゝの所ゝ到ることを得べし 二四 モーセゝの外舅の言ゝしたがひてゝの凡て言
しごとく成り 二五 モーセすなはちイスラエルの中より遍く賢き人を擇みてこれを民の長となし千人の司と
なし百人の司となし五十人の司となし十人の司となせり 二六 彼等常に民を鞫き難事ハこれをモーセゝ陳べ
小事ハ凡て自らこれを判けり 二七 斯てモーセゝの外舅を還したれバゝの國に往ぬ

第十九章

一 イスラエルの子孫エジプトの地を出て後第三月にいたりて其日ゝシナイの曠野ゝ至る 二 即
ちかれらレピデムを出たちてシナイの曠野ゝいたり曠野に幕を張り彼處にてイスラエルハ山の前ゝ營を
設けたり 三 爰ゝモーセ登りて神に詣るゝヱホバ山より彼を呼て言たまハく汝かくヤコブの家ゝ言ひイス
ラエルの子孫ゝ告べし 四 汝らハエジプト人ゝ我がなしたるところの事を見我が鷲の翼をのべて汝らを負
て我ゝいたらしめしを見たり 五 然バ汝等もし善く我が言を聽きわが契約を守らバ汝等ハ諸の民に愈りて
わが寶となるべし全地ハわが所有なるべなり 六 汝等ハ我ゝ對して祭司の國となり聖き民となるべし是等
の言語を汝イスラエルの子孫ゝ告べし 七 是ゝ於てモーセ來りて民の長老等を呼びヱホバの己に命じたま
ひし言を盡くゝの前に陳たれバ 八 民皆等く應へて言けるハヱホバの言たまひし所ハ皆われら之を爲べし
とモーセすなハち民の言をヱホバゝ告ぐ 九 ヱホバ、モーセに言たまひけるハ視よ我密雲の中にをりて汝
に臨む是民をして我が汝と語るを聞しめて汝を永く信ぜしめんがためなりとモーセ民の言をヱホバに告
たり 十 ヱホバ、モーセに言たまひけるハ汝民の所に往て今日明日これを聖め之にゝの衣服を澣せ 十一 準備

をおして三日を待て其の第三日にヱホバ全体の民の目の前にてシナイ山に降れバなり　十二汝民のために四周に境界を設けて言べし汝等愼んで山に登るなかれその境界に捫るべからず山に捫る者ハかならず殺さるべし　十三手を之に觸べからず其者ハかならず石にて撃ころされ或ハ射ころさるべし獣と人とを言ず生ることを得じ喇叭を長く吹鳴さバ人々山に上るべしと　十四モーセすなわち山を下り民にいたりて民を聖め民ろの衣服を濯ふ　十五モーセ民に言けるハ準備をなして三日を待て婦人に近づくべからず　十六かくて三日の朝にいたりて雷と電および密雲山の上にあり又喇叭の聲あり甚だ高かり營わある民ミな震ふ　十七モーセ營より民を引いで神に會ゑむ民山の麓に立に　十八シナイ山都て煙を出せりヱホバ火の中にありてろの上に下りたまへバなりろの煙竈の煙のごとく立のぼり山すべて震ふ　十九喇叭の聲彌高くなりゆきてはげしくなりける時モーセ言を出すに神聲をもて應へたまふ　二十ヱホバシナイ山に下りろの山の頂上にいまし而してヱホバ山の頂上にモーセを召たまひければモーセ上れり　二一ヱホバ、モーセに言たまひけるハ下りて民を警めよ恐らくハ民推破りてヱホバに來りて見んとし多の者死るにいたらん　二二又ヱホバに近くよろの祭司等にろの身を潔めゑめよ恐くハヱホバかれらを撃ん　二三モーセ、ヱホバに言けるハ民ハシナイ山に得のぼらじ其ハ汝われらを警めて山の四周に境界をたて山を聖めよと言たまひたればなり　二四ヱホバかれに言たまひなるハ往け下れ而して汝とアロンともに上り來るべし但祭司等と民にハ推破りて我にのぼりきたらゑめざれ恐らくハ我かれらを撃ん　二五モーセ民にくだりゆきてこれに告たり

第二十章

一 神この一切の言を宣て言たまハく　二我ハ汝の神ヱホバ汝をエジプトの地ろの奴隷たる家より導き出せし者なり　三汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず　四汝自己のために何の偶像をも彫むべのらず又上ハ天にある者下ハ地にある者および地の下の水の中にある者の何の形狀をも作るべからず　五これ之を拜むべからずまれに事ふべのらず我ヱホバ汝の神ハ嫉む神なれバ我を惡む者にむかひてハ父の罪を子にむくいて三四代におよぼし　六我を愛しわが誡命を守る者にハ恩惠をほどこして千代にいたるまり　七汝の神ヱホバの名を妄に口ふあぐべからずヱホバハおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せでハおかざるべし　八安息日を憶えてこれを聖潔すべし　九六日の間勞きて汝の一切の業を爲べし　十七日ハ汝の神ヱホバの安息なれバ何の業務をも爲べからず汝も汝の子息息女も汝の僕婢も汝の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り　十一其ハヱホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一切の物を作りて第七日ゑ息みたればなり是をもてヱホバ安息日を祝ひて聖日とゑたまふ　十二汝の父母を敬へ是ハ汝の神ヱホバの汝ゑたまふ所の地に汝の生命の長からんためなり　十三汝殺すなかれ　十四汝姦淫するなかれ　十五汝盜むなかれ　十六汝の隣人に對して虛妄の証據をたつるなかれ　十七汝の隣人の家を貪るなかれ又汝の隣人の妻ゑよびその僕婢牛驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなかれ　十八民みな雷と電と喇叭の音と山の煙るとを見たり民これを見て懼れをのゝきて遠く立ち　十九モーセに言けるハ汝われらに語れ我儕聽ん唯神の我らに語りたまふことあらざらしめよ恐くハ我儕死ん　二十モーセ民に言けるハ畏るゝなかれ神汝らを試みんため又汝の畏怖を汝らの面の前におきて汝らに罪を犯さゞらしめんために臨みたまへるあり　二一是ゑおいて民ハ遠くゑ立ちしがモーセハ神の在すところの濃雲に進みいたる　二二ヱホバ、モーセゑ言たまひけるハ汝イスラエルの子孫ゑ斯いふべし汝等ゑ天よりわが汝等ゑ語ふを見たり　二三汝等何をも我ゑならべて造るべからず銀の神をもきん金の神をも汝等のために造るべからず　二四汝土の壇を我ゑ築きてろの上に汝の燔祭と酬恩祭汝の羊と牛

コ 申四〇卅六 尼九〇十三
ニ 出卅二〇一、二、四 母上五〇四、五 王下十七〇卅三 結廿〇卅九、四三〇八 但五〇四、廿三 番一〇五 哥後六〇十四、十五、十六
テ 利一〇二
ア 申十二〇五、十一、廿一、十四〇廿三、十六〇六、十一、二六〇二 王上八〇四三、九〇三 代下六〇六、七〇十六、十二〇十三 嘲六〇十二 尼一〇九 詩七四〇七 耶七〇十、十二
サ 創十二〇二 申七〇十三
キ 申二七〇五 書八〇卅一
イ 出廿四〇三、四 申四〇十四、六〇一
ロ 利二五〇卅九、四十、四一 申十五〇十二 耶卅四〇十四
ハ 申十五〇十六、十七
ニ 出十二〇十二、廿二〇八、二八
ホ 詩四十〇六
ヘ 尼五〇五
ト 出廿一〇二、三
チ 哥前七〇五
リ 創九〇六 利廿四〇十七 民卅五〇卅、卅一 太二六〇五二
ヌ 民廿五〇廿二 申十九〇四、五
ル 母上二四〇四、十、十八
ヲ 民卅五〇十一 申十九〇三 書廿〇二
ワ 民十五〇卅、三五〇廿 申十九〇十一、十二 來十〇二六
カ 王上二〇二八至三四、王下十一〇十五
ヨ 申二四〇七
タ 創三七〇二八
レ 出廿二〇四
ソ 利廿〇九 箴廿〇廿 太十五〇四 可七〇十

をうなふべし我は凡てわが名を憶えしむる處にて汝に臨ゑて汝を祝まん 二五 汝もし石の壇を我につくるなら
ば琢石をもてこれを築くべからず其は汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二六 汝階よりわが
壇に升るべからず是汝の恥る處のうの上に露るゝことなからんためなり

第二十一章

一 是は汝が民の前に立べき律例なり 二 汝ヘブルの僕を買ふ時は六年の間之に職業を爲し
め第七年には贖を索ずしてこれを釋つべし 三 彼もし獨身にて來らば獨身にて去べし若妻あらばうの妻こ
をとゝもに去べし 四 もしうの主人これに妻をあたへて男子又は女子これに生れたらば妻とうの子等は主
人に屬すべし彼は獨身にて去べし 五 僕もし我わが主人とわが妻子を愛す我釋たるゝを好まずと明白に言
ば 六 うの主人これを士師の所に携ゆき又戸あるひは戸柱の所につれゆくべし而して主人錐をもてあれの
耳を刺とほすべし彼は何時までもこれに事ふべきなり 七 人若うの娘を賣て婢となす時は僕のおとくに去
べからず 八 彼もしうの約せし主人の心に適ざる時はうの主人これを贖はしむることを得べし然ど之に眞
實ならずして亦これを異邦人に賣ことをなすを得べからず 九 又もし之を己の子に與へんと約しなばこれ
を女子のごとくに待ふべし 十 父もしうの子のために別に娶ることあるとも彼に食物と衣服を與ふる事と
うの交接の道とはこれを間斷しむべからず 十一 其人かれに此三を行はずば彼は金をつくのはずして出さる
ことを得べし 十二 人を撃て死しめたる者は必ず殺さるべし 十三 若人みづから畫策ことなきに神人をうの手に
かゝらしめたまふことある時は我汝のために一箇の處を設くればうの人其處に逃るべし 十四 人もし故にう
の隣人を謀りて殺す時は汝これをわが壇よりも執へゆきて殺すべし 十五 うの父あるひは母を撃ものは必ず
殺さるべし 十六 人を拐帶したる者は之を賣たるも尚うの手にあるも必ず殺さるべし 十七 うの父あるひは母を

ツ 母下三〇二九
子 創四〇十五、二四 羅十三〇四
ナ 利二五〇四五、四六
ラ 出廿一〇卅 申廿二〇十八、十九
ム 利二四〇卅 申十九〇廿一 太五〇卅八
ウ 創九〇五
井 出廿一〇廿二 民卅五〇卅一
ノ 亞十一〇十二、十三 太二六〇十五 腓二〇七
オ 出廿一〇二八

罵る者は殺さるべし 十八 人相爭ふ時に一人石または拳をもてうの對手を撃ちしに死にいたらずして床につ
くことあらんに 十九 若起あがりて杖によりて歩むにいたらば之を撃たる者は赦さるべし但しうの業を休め
る賠償をなして之を全く愈しむべきなり 二十 人もし杖をもてうの僕あるひは婢を撃んにうの手の下に死ば
必ず罰せらるべし 二一 然ど彼もし一日二日生のびなば其人は罰せられざるべし彼はうの人の金子なればな
り 二二 人もし相爭ひて妊める婦を撃ちうの子を墮させんに別に害なき時は必ずうの婦人の夫の要むる所に
したがひて刑られ法官の定むる所を爲べし 二三 若害ある時は生命にて生命を償ひ 二四 目にて目を償ひ齒にて
齒を償ひ手にて手を償ひ足にて足を償ひ 二五 烙にて烙を償ひ傷にて傷を償ひ打傷にて打傷を償ふべし 二六 人
もしうの僕の一の目あるひは婢の一の目を撃てこれを喪さばうの目はために之を釋つべし 二七 又もしうの
僕の一箇の齒か婢の一箇の齒を打落ばうの齒のために之を釋つべし 二八 牛もし男あるひは女を衝て死しめ
ばうは牛をば必ず石にて撃殺すべしうの肉は食ふべからず但しうの牛の主は罪なし 二九 然ど牛もし素よ
り衝くことをなす者にしてうの主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおのずして遂に男あるひ
は女を殺すに至らしめなばうの牛は石にて撃れうの主もまた殺さるべし 三十 若彼贖罪金を命ぜられなば凡
てうの命ぜられし者を生命の償に出すべし 三一 男子を衝も女子を衝もこの例にしたがひてなすべし 三二 牛も
し僕あるひは婢を衝ばうの主人に銀三十シケルを與ふべし又うの牛は石にて撃ころすべし 三三 人もし坑を
啓くか又は人もし穴を掘ことをなしこれを覆はずして牛あるひは驢馬これに陷ば 三四 穴の主これを償ひ金
をうの所有主に與ふべし但しうの死たる畜は己の有となるべし 三五 此人の牛もし彼人のを衝殺さば二人う
の生る牛を賣てうの價を分つべし又うの死たるものをも分つべし 三六 然どうの牛素より衝ことをなす者な

イ 申下十二〇六 箴六〇卅一
路十九〇八
ロ 太二四〇四三
ハ 民卅五〇二七
ニ 出廿一〇二
ホ 出廿一〇十六
ヘ 出廿二〇一、七 箴六〇卅
一
ト 出廿二〇四
チ 出廿一〇六、廿二〇二八
リ 申廿五〇一 代下十九〇十
ヌ 來六〇十六
ル 創卅一〇卅九

ること知をるにその主これを守りおかざりしならバその人かならず牛をもて牛を償ふべし但しその死たる者ハ己の有となるべし

第二十二章

一 人もし牛あるひは羊を竊みてこれを殺し又は賣る時は五の牛をもて一の牛を賠ひ四の羊をもて一の羊を賠ふべし 二 もし盜賊の壞り入るを見てこれを擊て死しむる時はこれがために血をながすに及ばず 三 然ど若日いでゝよりならバ之がために血をながすべし盜賊は全く償をなすべし若物あらざる時は身をうりてその竊める物を償ふべし 四 若その竊める物實に生てその手にあらバその牛驢馬羊たるにかゝはらず倍してこれを償ふべし 五 人もし田圃あるひは葡萄園の物を食はせその家畜をはなちて人の田圃の物を食ふにいたらしむる時は自己の田圃の嘉物と自己の葡萄園の嘉物をもてその償をなすべし 六 火もし逸て荊棘にうつりその積あげたる穀物あるひは未だ刈ざる穀物あるひは田野を燬ばその火を焚たる者かならずこれを償ふべし 七 人もし金あるひは物を人に預るにその人の家より竊みとられたる時はその盜者あらはれなバこれを倍して償はしむべし 八 盜者もしあらはれずバ家の主人を法官につれゆきて彼がその人の物に手をかけたるや否を見るべし 九 何の過愆を論ぜず牛にもあれ驢馬にもあれ羊にもあれ衣服にもあれ又は何の失物にもあれ凡て人の見て是其なりと言ふ者ある時は法官その兩造の言を聽べし而して法官の罪ありとする者これを倍してその對手に償ふべし 十 人もし驢馬か牛か羊か又はその他の家畜をその隣人にあづけんに死か傷けらるゝか又は搶ひさらるゝことありて誰もこれを見し者なき時ハ 十一 二人の間にその隣人の物に手をかけずとエホバを指て誓ふことあるべし然る時はその持主これを承諾べし彼人は償をなすに及ばず 十二 然ど若自己の許より竊まれたる時はその所有主にこれを償ふべし 十三 若またその

チ 申廿二〇二八、二九
ワ 創卅四〇十二 申廿二〇二
九 母上十八〇二五
カ 利十九〇二六、卅一、廿〇
二七 申十八〇十、十一 母
上二八〇三、九
ヨ 利十八〇廿三、廿〇十五
タ 民二五〇二、七、八 申十三
〇一、二、五、六、九、十三、
十四、十五、十七〇二、三、
五
レ 出廿三〇九 利十九〇卅
三、二五〇卅五 申十〇十
九 耶七〇六 亞七〇十
ソ 馬三〇五
申十〇十八、二四〇十七、
二七〇十九 詩九四〇六
ツ 賽一〇十七、廿三、十〇二
結廿二〇七 亞七〇十 雅
一〇二七
子 申十五〇九、二四〇十五
伯卅五〇九 路十八〇七
出廿二〇二七 伯三四〇二
八 詩十八〇六、一四五〇二
ナ 十九
伯卅一〇廿三 詩六九〇二
四 雅五〇四
ヲ 詩百九〇九 哀五〇三
ム 利二五〇卅五、卅六、卅七
申廿三〇十九、廿 尼五
七 詩十五〇五 結十八〇〇
八、十七
ウ 申二四〇六、十、十三、十七
伯廿二〇六、二四〇三、九
箴廿〇十六、廿二〇廿七
結十八〇七、十六 阿二〇
八
ヰ 出廿二〇廿三
ノ 出卅四〇六
オ 詩八六〇十五
傳十〇廿 徒廿三〇五 猶
八
甲 出廿二〇八、九 詩八二〇
六
ク 出廿三〇十六、十九 箴三
〇九
ヤ 出十三〇二、十二、卅四〇
十九
マ 申十五〇十九
ケ 利廿二〇廿七
フ 出十九〇六 利十九〇二
コ 申十四〇廿一 結四〇十四、
イ 四四〇卅一
出廿三〇七 利十九〇十六
詩十五〇三、百一〇五 箴
十〇十八 母下十九〇二
七、十六〇三
ロ 出廿〇十六 申十九〇十
六、十七、十八 詩三五〇十
一 箴十九〇五、九、二八、
二四〇二八 王上廿一〇
十、十三 太二六〇五九、
六十、六一 徒六〇十一、
十三

裂ころされし時は其を證據のために持きたるべしその裂ころされし者は償ふにおよばず 十四 人もしその隣人より借たる者あらんにその物傷けられ又は死ることありてその所有主それとともにをらざる時は必ずこれを償ふべし 十五 その所有主それと共にをらバこれを償ふにおよばず雇し者なる時も然り其は雇れて來りしなればなり 十六 人もし聘定あらざる處女を誘ひてこれと寢たらバ必ずこれに聘禮して妻となすべし 十七 その父もしこれをその人に與ふることを固く拒まバ處女にする聘禮にてらして金をはらふべし 十八 魔術をつかふ女を生しおくべからず 十九 凡て畜を犯す者をバ必ず殺すべし 二十 エホバをおきて別の神に犧牲を獻る者をバ殺すべし 二一 汝他國の人を惱すべからず又これを虐ぐべからず汝らもエジプトの國にをる時は他國の人たりしなり 二二 汝凡て寡婦あるひは孤子を惱すべからず 二三 汝もし彼等を惱まして彼等われに呼バ我かならずその號呼を聽べし 二四 わが怒烈しくなり我劍をもて汝らを殺さん汝らの妻は寡婦となり汝らの子女は孤子とならん 二五 汝もし汝とともにをるわが民の貧き者に金を貸す時は金貨のごとくなすべからず又これより利足をとるべからず 二六 汝もし人の衣服を質にとらバ日のいる時までにこれを歸すべし 二七 其はその身を蔽ふ者は是のみにして是はその膚の衣なればなり彼何の中に寢んや彼われに籲ならバ我きゝいれん我は慈悲ある者なればなり 二八 汝神を罵るべからず民の主長を詛ふべからず 二九 汝の豐滿なる物と汝の搾りたる物とを献ぐることを怠るなかれ汝の長子を我に與ふべし 三十 汝また汝の牛と羊をも斯なすべし即ち七日母とゝもにをらしめて八日にこれを我に與ふべし 三一 汝等は我の聖民となるべし汝らは野にて獸に裂れし者の肉を食ふべからず汝らこれを犬に投與ふべし

第二十三章

一 汝虛妄の風說を言ふらすべからず惡き人と手をあはせて人を誣る證人となるべからず

二 汝衆の人にをたゞひて惡をおすべのらず訴訟において答をおすに方りて衆の人ゐ玄たゞひて道を曲
べからず 三 汝また貧き人の訴訟を曲て屈くべのらず 四 汝もし汝の敵の牛あるひは驢馬の迷ひ去ゐ遭ばの
おらずこをを率てろの人ゐ歸すべし 五 汝もし汝を惡む者の驢馬のろの負の下ゐ仆を臥すを見ば愼みてこ
れを遺さるべからず必ずこれを助けてろの負を釋べし 六 汝貧き者の訴訟ある時ゐろの判決を曲べからず
七 虚假の事ゐ遠かれ無辜者と義者とをこれを殺すおかれ我い惡き者を義とすることわらざるなり 八 賄
賂を受べからず賄賂い人の目を暗まし義者の言を曲しむるなり 九 他國の人を虐ぐべからず汝等ハ埃及
トの國にをる時い他國の人にてありたれば他國の人の心を知なり 十 汝六年の間汝の地に種播きろの實を
穫いるべし 十一 但し第七年ゐいこれを息ませて耕さずゐおくべし而して汝の民の貧き者ゐ食ふことを得せ
しめよ其餘れる者い野の獸これを食ん汝の葡萄園も橄欖園も期のおとくおすべし 十二 汝六日の間汝の業
をなし七日ゐ息むべし斯汝の牛および驢馬を息ませ汝の嬪の子ゐよび他國の人をして息をつかしめよ
わが汝ゐ言し事ゐ凡て心を用ひよ他の神々の名を稱ふべからずまた之を汝の口より聞えしめざれ 十四 汝年
ゐ三度わがためゐ節筵を守るべし 十五 汝無酵パンの節禮をまもるべし即ちわが汝ゐ命ぜしごとくアビブの
月の定の時ゐおいて七日の間酵いれぬパンを食ふべし其いろの月ゐ汝エジプトより出たれば徒手ゐ
てわが前ゐ出る者あるべからず 十六 また穡時の節筵を守るべし是すなわち汝が勞苦て田野に播る者の初の
實を祝ふおよび収藏の節筵を守るべし是すなわち汝の勞苦によりて成る者を年の終ゐ田野より収藏る者
なり 十七 汝の男たる者い皆年ゐ三次主エホバの前ゐ出べし 十八 汝わが犧牲の血を酵いれしパンとともゐ献ぐ
べからず又わが節筵の脂を翌朝まで殘しおくべからず 十九 汝の地に初ゐ結べる實の初を汝の神エホバの室

ゐ持きたるべし汝山羊羔をろの母の乳ゐて煮べからず 二十 視よ我天の使をつかはして汝ゐ先たせ途ゐて汝
を守らせ汝をわが備へし處ゐ導のしめん 二一 汝等ろの前ゐ謹みをりろの言ゐ聽したがへ之を怒らするなかれ
彼なんぢらの咎を赦さゞるべしわが名かれの中ゐおれば なり 二二 汝もし彼が言ゐ玄たゞひ凡てわが言ところ
ろを爲ば我なんぢの敵となり汝の仇となるべし 二三 わが使汝ゐさきだちゆきて汝をアモリ人、ヘ
テ人、ペリジ人、カナン人、ヒビ人、およびエブス人ゐ導きいたらん我かれらを絶べし 二四 汝かれらの神を拜
むべからずこれに奉事べからず彼らの作におらふなかれ汝其等を悉く毀ちろの偶像を打摧くべし 二五 汝等
の神エホバに事へよ然ばエホバ汝らのパンと水を祝し汝らの中より疾病を除きたまわん 二六 汝の國の中に
い流産する者なく妊ざる者おかるべし我汝の日の數を盈さん 二七 我わが畏懼をなんぢの前に遣し汝が至る
ところの民をことごく敗り汝の諸の敵を玄て汝ゐ後を見せ玄めん 二八 我黃蜂を汝の先ゐつかわさん是ヒ
ビ人、カナン人およびヘテ人を汝の前より逐そらふべし 二九 我かれらを一年の中ゐい汝の前より逐はらはず
し恐くい土地荒れ野の獸增て汝を害せん 三十 我漸々おかれらを汝の前より逐そらはん汝らい逐ゐ增てろの
地を獲ゐいたらん 三一 我おんぢの境をさだめて紅海よりペリシテ人の海ゐいたらせ曠野より河ゐいたらし
めん我この地ゐ住る者を汝の手に付さん汝かれらを汝の前より逐はらふべし 三二 汝かれらおよび彼らの神
と何の契約をもおすべからず 三三 彼らい汝の國に住べきゐおらず恐くい彼ら汝をして我ゐ罪を犯さゞめん
汝もし彼等の神ゐ事なばろの事かならず汝の機檻となるべきなり

第二十四章

一 又モーセゐ言たまひけるい汝アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老
ともにエホバの許ゐ上りきたれ而して汝等遙にたちて拜むべし 二 モーセ一人エホバに近づくべし彼等